

令和2年第8回教育委員会定例会次第

開催日時 令和2年8月19日（水）午後1時30分から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1 議題

(1) 議案に対する意見について

議題1 議案に対する意見について

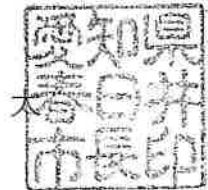
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を求めるもの。



2 春総第80056号
令和2年8月12日

春日井市教育委員会 様

春日井市長 伊 藤



議案に対する意見について

令和2年第5回春日井市議会定例会に次の議案の提出を予定しているので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

- 1 令和2年度春日井市一般会計補正予算（第5号）（教育に関する事務に係る部分に限る。）
- 2 春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一部を改正する条例

連絡先 総務部総務課 行政担当 下方、梶田、長山
電話(0568)85-6068

令和2年度春日井市一般会計補正予算について

| 款 | 項 目 | 金額 (千円) |
|-------------------|--|--|
| 10 教育費 159,260 | 1 小中学校における新型コロナウイルス感染症対策 (1) 修学旅行の中止に伴う取消料支援 (2) トイレ清掃業務 (3) 家庭学習のための通信機器整備 モバイルルータ整備 (4) 遠隔学習機能の強化 カメラ、マイク等購入 | 159,260 50,370 42,500 65,340 1,050 |

3 春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 授業料の補助対象者について、当該年度の課税所得額に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額を控除した額（以下「算定基準額」という。）が212,700円以上304,200円未満（現行 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が85,500円以上452,500円未満）の授業料負担者とするもの（第3条関係）
- 2 補助金の額について、次のとおり（現行 年額10,000円）とするもの（第4条関係）
 - (1) 算定基準額が212,700円以上270,300円未満の者 年額20,000円
 - (2) 算定基準額が270,300円以上304,200円未満の者 年額15,000円
- 3 施行日 公布の日

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の一部を改正する
条例

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例（昭和63年春日井市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円以上452,500円未満」を「算定基準額（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項の算定基準額をいう。以下同じ。）が212,700円以上304,200円未満」に改め、同条第2項中「所得割額」を「算定基準額」に改める。

第4条中「年額10,000円」を「次の各号に掲げる授業料負担者の区分に応じ、当該各号に定める金額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 算定基準額が212,700円以上270,300円未満の者 年額20,000円
- (2) 算定基準額が270,300円以上304,200円未満の者 年額15,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用する。

説 明

この案を提出するのは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正に準じ、補助金の対象者の要件を改める等のため必要があるからである。

春日井市私立高等学校授業料の補助に関する条例（昭和63年春日井市条例第32号）新旧対照表

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による授業料の補助の対象者は、私立高等学校に授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日に在籍する者の授業料負担者で、市内に住所を有し、当該年度の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円以上452,500円未満のものとする。</p> <p>2 保護者が授業料負担者である場合の前項の所得割額は、保護者が2人いるときは、その全員の所得割額を合算した額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、年額10,000円とする。</p> | <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による授業料の補助の対象者は、私立高等学校に授業料の補助を受けようとする学年度の10月1日に在籍する者の授業料負担者で、市内に住所を有し、当該年度の算定基準額（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項の算定基準額をいう。以下同じ。）が212,700円以上304,200円未満のものとする。</p> <p>2 保護者が授業料負担者である場合の前項の算定基準額は、保護者が2人いるときは、その全員の算定基準額を合算した額とする。</p> <p>3 略</p> <p>(補助金の額)</p> <p>第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる授業料負担者の区分に並び、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 算定基準額が212,700円以上270,300円未満の者 年額 20,000円</p> <p>(2) 算定基準額が270,300円以上304,200円未満の者 年額 15,000円</p> |